

秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和七年三月二十八日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第二十五号

秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

秋田県職業訓練手当支給規則（昭和四十一年秋田県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（受給資格の申請及び認定等）</p> <p>第八条 訓練手当（通所手当を除く。）の支給を受けようとする者は第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項、通所手当の支給を受けようとする者は第一号、第五号及び第六号に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書（以下この項から第三項までにおいて「認定申請書」という。）を当該職業訓練を行う施設の長（当該職業訓練が職場適応訓練であるときは、当該職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長。同項及び次条において同じ。）を経由して（求職者支援訓練に係る認定申請書にあつては、直接）、知事に提出してその認定を受けなければならない。</p> <p>一 氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）</p> <p>二 略</p> <p>三 支給対象者は、認定申請書の記載事項に係る事実に変更があつた場合は、速やかに次に掲げる事項を記載した別に定める様式による変更申請書（以下この項において単に「変更申請書」とい</p>	<p>（受給資格の申請及び認定等）</p> <p>第八条 訓練手当（通所手当を除く。）の支給を受けようとする者は第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項、通所手当の支給を受けようとする者は第一号、第五号及び第六号に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書（以下</p> <p>「認定申請書」という。）を当該職業訓練を行う施設の長（当該職業訓練が職場適応訓練であるときは、当該職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長。以下同じ。）を経由して（求職者支援訓練に係る認定申請書にあつては、直接）、知事に提出してその認定を受けなければならない。</p> <p>一 氏名、住所及び生年月日</p> <p>二 略</p> <p>三 支給対象者は、認定申請書の記載事項に係る事実に変更があつた場合は、速やかに次に掲げる事項を記載した別に定める様式による変更申請書（以下</p> <p>単に「変更申請書」とい</p>

4  
略  
う。)を当該職業訓練を行う施設の長を経由して(求職者支援訓練に係る変更申請書にあつては、直接)、知事に提出してその認定を受けなければならない。

4  
略  
う。)を当該職業訓練を行う施設の長を経由して(求職者支援訓練に係る変更申請書にあつては、直接)、知事に提出してその認定を受けなければならない。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。